附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（附則第三条及び第四条において「改正法」という。）の施行の日（令和四年五月十三日。以下「施行日」という。）から施行する。

（特定任意高齢者講習に関する経過措置）

第二条　施行日前にこの規則による改正前の運転免許に係る講習等に関する規則（以下「旧規則」という。）第二条第二項に定める基準に適合する道路交通法（次条及び附則第四条において「法」という。）第百八条の二第二項の規定による講習を終了した者は、この規則による改正後の運転免許に係る講習等に関する規則（以下「新規則」という。）第一条に定める基準に適合する同項の規定による講習を終了した者とみなす。

第三条　法第百一条第一項の更新期間が満了する日（法第百一条の二第一項の規定による運転免許証の更新を申請しようとする者にあっては、当該申請をする日）が改正法附則第四条第一項に規定する基準日の前日以前である運転免許証の更新を受けようとする者に対して施行日以後に行う法第百八条の二第二項の規定による講習に係る新規則第一条第三号及び第四号の規定の適用については、同条第三号中「者及び道路交通法施行令（以下「令」という。）第三十四条の三第四項又は第三十七条の六の三の基準に該当する者」とあるのは「もの並びに法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査の結果に」と、同条第四号中「者及び令第三十四条の三第四項又は第三十七条の六の三の基準に該当する者」とあるのは「者」とする。

（免許関係事務等の委託に関する経過措置）

第四条　旧規則第七条第一項第二号に掲げる講習について同条第二項第四号に規定する審査に合格し、又は同号に規定する国家公安委員会が指定する講習を終了した者であって、改正法による改正後の法第九十七条の二第一項第三号イに規定する運転技能検査の実施に必要な技能及び知識に関するものとして都道府県公安委員会が指定する研修（施行日前に行われたものを含む。）を受けたものは、新規則第四条第二項第二号ニに規定する審査に合格し、又は同号ニに規定する国家公安委員会が指定する講習を終了した者とみなす。

第五条　旧規則第七条第一項第二号に掲げる講習について同条第二項第四号に規定する審査に合格し、又は同号に規定する国家公安委員会が指定する講習を終了した者であって、新規則第七条第一項第二号に掲げる講習における指導に必要な技能及び知識に関するものとして都道府県公安委員会が指定する研修（施行日前に行われたものを含む。）を受けたものは、同号に掲げる講習について同条第二項第四号に規定する審査に合格し、又は同号に規定する国家公安委員会が指定する講習を終了した者とみなす。

（様式に関する経過措置）

第六条　施行日前に交付された次の各号に掲げる書類は、当該各号に定める書類とみなす。

一　旧規則別記様式第二号の特定任意講習終了証明書　新規則別記様式第二号の特定任意講習終了証明書

二　旧規則別記様式第三号の特定任意高齢者講習終了証明書　新規則別記様式第一号の特定任意高齢者講習終了証明書

○国家公安委員会規則第六号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の四第一項及び第百八条の十二の規定に基づき、指定講習機関に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年二月十日

国家公安委員会委員長　二之湯　智

指定講習機関に関する規則の一部を改正する規則

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（指定講習機関の指定） **第一条**　道路交通法（以下「法」という。）第百八条の四第一項の規定による指定（以下「指定」という。）は、取消処分者講習（法第百八条の二第一項第二号に規定する講習をいう。以下同じ。）、初心運転者講習（同項第十号に規定する講習をいう。以下同じ。）又は若年運転者講習（同項第十四号に規定する講習をいう。以下同じ。）ごとに、その全部又は一部について行うものとする。 （運転適性指導員） **第五条**　法第百八条の四第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる要件に該当する者とする。 一　［略］	（指定講習機関の指定） **第一条**　道路交通法（以下「法」という。）第百八条の四第一項の規定による指定（以下「指定」という。）は、取消処分者講習（法第百八条の二第一項第二号に規定する講習をいう。以下同じ。）、初心運転者講習（同項第十号に規定する講習をいう。以下同じ。）又は初心運転者講習（同項第十号に規定する講習をいう。以下同じ。）ごとに、その全部又は一部について行うものとする。 （運転適性指導員） **第五条**　［同上］ 一　［同上］